

## ■ 基本的な考え方 ■

### 1. 市民自治の原則の継承

市民自治の原則とは、市民こそ地方自治の主権者であり、自らの生活地域について、自ら考え、主体的に行動し、その行動や選択に責任を負うことをいう。昭和 46 年に策定した第一期基本構想・長期計画において、市民自治が長期計画の原理とされ、以来 40 年間にわたって武蔵野市の市政運営の基本原則として継承されてきた。本計画においてもこの原則を継承する。

### 2. 補完性の原理

地域で起こる課題は多種多様であるが、このような課題は可能な限り、市民やコミュニティなどの身近なところで意思決定されるとともに解決されるべきである。一方、公共サービスの担い手が多様化していることもあり、サービスの多様化もいっそう進展している状況にある。そこで、自助・共助・公助による補完性の原理を、地域のあり方の観点から再認識する必要がある。

### 3. 計画的な市政運営（基本構想・長期計画の規範性）

本市では、各分野において市民参加・関係者参加・専門家参加により策定された個別計画が、基本構想・長期計画に収束する形で計画体系が構築されている。従来、長期計画に基づき各年度の予算編成、決算等が行われるとともに、各個別計画に基づき事業が実施されるなど、計画体系は市政運営の基盤となっている。今後も基本構想・長期計画の規範性を重視しながら、計画的に市政運営を行うものとする。

### 4. 広域連携の推進

今日、地方自治体には自律とともに、独自の政策や市政運営が求められている。一方、災害時におけるリスク管理や、道路や上下水道などネットワーク機能が重要な都市基盤整備だけでなく、自治体クラウドの活用による業務の標準化など、自治体間連携の必要性が高まっている。今後も、効率的な自治体運営などの観点から、自治体間相互の連携を推進していく。

### 5. 市民文化・自治体文化の醸成

市民自治やコミュニティ活動、芸術・文化活動、学校教育や生涯学習、スポーツ振興、国内外との交流、人権・男女共同参画、まちづくりと都市景観・都市観光など、本市において営まれてきた多様な活動等の集積により、本市の都市文化・自治体文化が形成されてきた。今後も、多様な活動を通じて、本市における市民文化・自治体文化を醸成させていく。